

議案第30号

損害賠償の額を定める件

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年摂津市条例第35号）第9条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年2月19日提出

摂津市長 森 山 一 正

事故名	事故発生状況	損害賠償の相手方	損害賠償の額	過失割合
水道管漏水による物件損傷事故	令和2年10月9日（金）午後6時30分頃、摂津市千里丘五丁目9番18号地先において、埋設水道管から漏水が発生し、当該漏水により隣接するガス管を損傷させたもの。	大阪府中央区平野町四丁目1番2号 大阪瓦斯株式会社 代表取締役社長 藤原 正隆	3,894,516 円	本市 100% 相手方 0%